

#### 4 自動車交通公害関係資料

表 4 - 1 自動車排出ガス規制の推移

種別 区分	新 車	使用過程車
昭和 47年度 以前 における 規制	(1) ガソリン・LPGの車の一酸化炭素規制 (4モード濃度規制) { LPG車 1.5% ガソリン車 2.5% } (2) ガソリン・LPG車のプロパンガス、 蒸発ガス規制 (0 g / テスト) (3) 軽油車のジーゼル黒鉛規制 (ろ紙の汚染度 50%)	ガソリン・LPG車 (軽自動車を除く。) の一酸化炭素規制 (アイドリング時の一酸化炭素 4.5%) (ただし、昭和47年9月までは 5.5%)
昭和 47年 12月 告示 昭和 48年 1月 告示 度 規 制	ガソリン・LPG車の一酸化炭素、炭化水素、 窒素酸化物規制 ① 軽量車 (10モード重量規制) ② 重量車 (6モード濃度規制) (低減率 (ガソリン乗用車の場合)) { 一酸化炭素 10.2 % 炭化水素 21.4 % 窒素酸化物 29.0 % }	軽自動車の一酸化炭素規制 〔アイドリング時の一酸化炭素 4.5%〕
		ガソリン・LPG車に対する減少装置の取 付け等の規制 (低減率) ① 点火時期調整 { 炭化水素 6% 窒素酸化物 18% } ② 点火時期制御装置 { 炭化水素 10% 窒素酸化物 23% }
昭和 49年度 規 制	軽油車の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物 規制 (6モード濃度規制) (低減率) { 一酸化炭素 5% 炭化水素 10% 窒素酸化物 20% }	(1) ガソリン・LPG車 (乗用車のみ) の 炭化水素規制 (アイドリング時 { 4サイクル 1,200 ppm 2サイクル 7,800 ppm 特殊エンジン 3,300 ppm }) (2) 軽油車のジーゼル黒鉛規制 〔無負荷急加速時 ろ紙の汚染度50%〕
昭和 49年 1月 告示 度 規 制	ガソリン・LPG車 (軽量車) の一酸化炭素、 炭化水素、窒素酸化物規制強化 (低減率 (ガソリン乗用車の場合)) { 一酸化炭素 89.8% 炭化水素 93.3% 窒素酸化物 60.9% }	
昭和 50年 2月 告示 度 規 制	ガソリン・LPG車 (軽量車) の窒素酸化物規 制強化 ① 等価性重量1トン以下 (低減率 (ガソリン乗用車の場合) 80.5%) ② 等価性重量1トン超過 (低減率 (ガソリン乗用車の場合) 72.3%) 2サイクル車の炭化水素規制強化 (低減率 76.2%)	ガソリン・LPG車 (トラック等) の炭化 水素規制 (アイドリング時 { 4サイクル 1,200 ppm 2サイクル 7,800 ppm 特殊エンジン 3,300 ppm })

種別 区分	新 車	使 用 過 程 車
昭和52年度規制 昭和51年12月告示	2サイクル車の炭化水素規制強化 〔低減率 98.7%〕 ガソリン・LPG車（重量車）の窒素酸化物規制強化 〔低減率 41.0%〕 軽油車の窒素酸化物規制強化 〔低減率 直噴式 32.5% 副室式 32.4%〕	
昭和53年度規制 昭和51年12月告示	ガソリン・LPG車（乗用車）の窒素酸化物規制強化 〔低減率（ガソリン乗用車の場合）91.9%〕	
昭和54年規制 昭和53年1月告示	ガソリン・LPG車の窒素酸化物規制強化 〔低減率 軽量車 67.4% 中量車 60.9% 重量車 58.1%〕 軽油車の窒素酸化物規制強化 〔低減率 直噴式 43.9% 副室式 39.6%〕	
昭和56年規制 昭和54年8月告示	ガソリン・LPG車（軽量車・中量車）の窒素酸化物規制強化 〔低減率 軽量車 80.5% 中量車 70.7%〕	
昭和57年規制 昭和55年9月告示	ガソリン・LPG車（重量車・軽貨物）の窒素酸化物規制強化 〔低減率 重量車 71.4% 軽貨物 70.7%〕 軽油車（副室式）の窒素酸化物規制強化 〔低減率 48.4%〕	
昭和58年規制 昭和56年8月告示	軽油車（直噴式）の窒素酸化物規制強化 〔低減率 51.2%〕	
昭和61年規制 昭和59年10月告示	手動変速機付軽油車（乗用）の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制強化 〔低減率 一酸化炭素 33% 炭化水素 56% 窒素酸化物 63% 車両総重量 1,265kg超 63% " 1,265kg以下 71%〕	

種別 区分		新 車	使 用 過 程 車
昭和62年規制	昭和60年9月告示	自動変速機付軽油車（乗用）の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制強化 （低減率 61年規制と同じ）	
	昭和62年1月告示	ガソリン車・LPG車（軽量車）の窒素酸化物一酸化炭素、炭化水素の規制強化 （低減率（窒素酸化物） 軽量車（1.7トン以下） 92%） 軽油車の窒素酸化物規制強化（軽量車は一酸化炭素、炭化水素も規制強化） 直噴式 中量車（1.7～2.5トン） 低減率 60% 重量車（2.5～3.5トン） 低減率 58% 副室式 軽量車（1.7トン以下） 低減率 64% 中量車（1.7～2.5トン） 低減率 53%	
平成元年規制	昭和62年1月告示	ガソリン・LPG車（中・重量車）の窒素酸化物の規制強化 中量車（1.7～2.5トン） 低減率 77% 重量車（2.5トン超） 低減率 75% 軽油車の窒素酸化物規制強化 直噴式重量車（2.5～3.5トン） 低減率 58% 副室式 2.5トン超（大型トラクター、クレーン車除く） 低減率 53%	
	昭和62年1月告示	ガソリン・LPG車（軽貨物）の窒素酸化物の規制強化 直噴式 大型トラクター・クレーン車 低減率 84% 副室式 大型トラクター・クレーン車 低減率 58% 低減率 53%	
平成2年規制	昭和63年12月告示	ディーゼル乗用車の窒素酸化物の規制強化 等価慣性重量1.25トン以下の乗用車 低減率 79%	
	昭和63年12月告示	ディーゼル乗用車の窒素酸化物の規制強化 等価慣性重量1.25トン以上の乗用車 低減率 74%	
平成4年規制	昭和63年12月告示	ディーゼル乗用車の窒素酸化物の規制強化 等価慣性重量1.25トン以上の乗用車 低減率 74%	